

## 【令和3年第1回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和3年3月19日 文教委員長 木庭 理香子

### ○「議案第4号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について」

#### 《主な質疑・答弁等》

#### \* 公会計化を先行した政令指定都市における学校給食費に係る基金の設置状況について

仙台市、千葉市、横浜市、大阪市、福岡市及び熊本市において学校給食費の公会計化が実施されており、そのうち、横浜市においてのみ、基金が設置されている。

#### \* 基金の設置を行う理由について

学校給食費は食材料費として保護者から徴収しており、過年度の学校給食費を年度間で調整し、食材料費に充てることを可能とするため、基金を設置して積立てを行うものである。

#### \* 納付勧奨の流れについて

督促及び催告を適切な時期に行うことを予定しているが、それに対応していただけない場合は、教育委員会事務局において、電話や家庭訪問等を通じて納付勧奨を行うことを予定している。

#### \* 法的措置に至るまでの対応について

家庭訪問等を通じて家庭の収支状況の把握を行い、未納の理由に応じて適切な支援につなげていくことを考えているが、電話や家庭訪問等による納付勧奨に応じていただけない場合等、納付の意思が見られない場合については、法的措置を検討していかなければならないと考えている。

#### \* 法的措置の目安を「未納から1年以上が経過」とした理由について

個別の状況によるものの、未納から1年が経過する間には、督促、催告等の納付に向けた対応を複数回行っていることが想定されるため、1年を一つの判断基準としている。

#### \* 未納対応の民間委託について

公会計化の初年度である令和3年度については、教育委員会事務局で未納者への対応を行う予定である。令和4年度以降は、令和3年度の未納状況、他の債権における取組、他都市の事例等を踏まえ、民間委託についても検討していくことを考えている。

#### \* 公会計化に伴う令和3年度の職員体制について

現在は職員4名の体制であるが、令和3年度は正規職員及び会計年度任用職員の増員を行う予定である。

#### \* 公会計化により学校から教育委員会事務局に移行する徴収業務に要する時間数について

平成30年度に行った業務量調査の結果を踏まえると、教育委員会事務局における学校給食費の徴収業務として、新たに年間2万1,000時間程度が発生すると見込んでいる。

**\* 保護者の状況に応じた未納対応の考え方について**

公平性の観点から、未納の保護者については納付に向けた対応を適切に行っていくが、保護者の資力の状況等に応じて必要な支援につなぐなど、個別の状況を踏まえた対応を行うことを予定している。

**\* 債権の時効に関する考え方について**

債権管理条例では、時効が成立した場合は債権を放棄する規定となっているため、時効とならないよう、納付に向けて適切に対応していく。

《意見》

\* 学校現場では、コロナ禍による消毒作業、GIGAスクール構想によるICTを活用した授業の実施等の例年にない業務が行われる中で、公会計化により教職員の負担が減ることは、児童生徒と向き合う時間が確保されるなど、教職員と児童生徒の双方にとってメリットがあるものと考えている。今後は直接的に保護者と関わるのが少ない教育委員会事務局が徴収業務を担うこととなるが、各家庭の状況に応じて、支援を含めた対応を適切に行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第6号 川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について」

○「議案第7号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも特定非営利活動促進法の一部改正に関する内容であるため、2件を一括して審査

《議案第6号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第7号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第21号 麻生区における町区域の設定について」

○「議案第22号 麻生区における住居表示の実施区域及び方法について」

《一括審査の理由》

いずれも麻生区岡上地区において住居表示を実施するための所要の手続を定める内容であるため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

**\* 地名の変更に対する地域住民の意向等の把握について**

町内会の方が参加する住居表示検討委員会での検討に加え、住居表示懇談会において、地名の歴史等について識者の見解を伺った上で取組を進めている。今後も引き続き、地域住民の意向を踏まえながら取組を進めていく。

**\* 街区表示板の設置等に要する費用について**

表示板には、電柱等に貼られている街区表示板及び住居等に貼られている住居番号表示板がある。街区表示板の設置は全て行政で行っており、現地調査費用等も含め、委託として総額約2,600万円の費用を要する。

**\* 旧番地から新町名への自動変換フォームの作成を含めた住居表示実施後の円滑な運用に向けた取組について**

住居表示の実施に当たっては、郵便局、宅配事業者等の関係事業者と調整を行い、円滑な運用に向けた取組を進めている。旧番地を入力することにより、新町名へ自動変換されるフォームの作成は技術的に可能であるものの、同フォームは動的コンテンツに当たるため、本市ホームページへの掲載に当たっては、ウェブアクセシビリティの観点から困難であると思われる。

《意見》

\* 地名は土地の歴史等を表すものであり、かつ、長年にわたって地域に根付き、愛着が持たれていることから、今後も引き続き、丁寧に地域住民の意向等を踏まえて取組を進めてほしい。

\* 住居表示の実施に当たっては、郵便物の不達等の弊害が生じることがないように、取組を進めてほしい。また、市ホームページに住居表示の新旧対照表は掲載されているものの、該当番地を自ら探さなければならない新旧対照表のみでは利便性に欠けるため、自動変換フォームを作成し、市ホームページに掲載してほしい。

《議案第21号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第22号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第23号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第24号 川崎市アートセンターの指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第28号 川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

**\* 高津小学校の増築棟への空調設備及び昇降機の設置について**

増築棟の第2音楽室、第2理科室及び普通教室には空調設備を設置する予定である。多目的スペースには空調設備を設置しないが、将来、設置が可能となるよう、配管スリーブの敷設を予定している。また、増築棟には昇降機の設置を行う。

**\* 高津小学校の既存校舎で空調設備改修工事を行う理由について**

校舎の増築により、延べ面積が8,000平方メートル以上となり、「建築物

における衛生的環境の確保に関する法律」が適用されるため、同法が求める設備性能を充足させる必要があることから、既存校舎の普通教室、職員室等においても、空調設備の改修を行うものである。

**\* 空調設備等の配置状況に関する学校との情報共有に向けた仕組みの構築について**

学校における各設備の配置状況の管理については、現在、課題があるものと認識している。今後は、各設備の清掃及び保守の機会を捉え、教育委員会事務局で一元管理を行い、学校と情報共有を行うことを考えている。

**\* 空調設備の使用基準について**

P F I 事業手法を用いて市立小学校及び聾学校に一斉に空調設備を導入した際に、暖房は18度、冷房は28度を目安として、各学校に通知を行った。実際の運用に当たっては、主に担任の教員が児童生徒の健康状況等に合わせて柔軟に対応している。

**《意見》**

\* 空調設備等の適切な維持管理を行うため、各学校の空調設備等の配置状況の把握が適切になされるよう、簡便な方法も含め、学校及び教育委員会事務局にとって過度の負担にならないよう工夫の上、適切に引継ぎ及び情報共有の取組を進めてほしい。

\* 学校における空調設備の使用に当たっては、通知に記載の温度設定に捕らわれすぎることがないように、児童生徒の健康・安全を第一に考え、柔軟に運用を行ってほしい。

**《審査結果》**

全会一致原案可決

○「議案第51号 令和2年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算」

**《審査結果》**

全会一致原案可決

○「請願第20号 子どもたちが安心して学べる少人数学級を求める請願」

**《請願の要旨》**

少人数学級を進めるよう、国に対して意見書を提出すること及び、本市で一刻も早く、小学校3年生から中学校3年生まで35人以下学級にすることを求めるもの。

**《理事者の説明要旨》**

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」は、略して「義務標準法」と呼ばれ、公立義務教育諸学校の学級編制の標準等が定められており、平成23年4月22日に公布された義務標準法の一部改正法において、小学校1年生については、1学級当たりの上限となる人数が40人から35人に引き下げられた。

現行の40人学級は昭和55年度に始まる第5次定数改善計画で導入が図られ、義務標準法を改正する法律の附則には、「政府は、学級編制の標準を順次改定する

こと等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努める。」とする規定が盛り込まれている。

少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備に関する国の動向として、令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」において、学校の臨時休業等の緊急時においても、全ての子どもたちの学びを保障するため、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備など、新しい時代の学びの環境の整備について関係者間で丁寧に検討することが示され、同年9月には、「教育再生実行会議初等中等教育ワーキング・グループ」において、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備を進める方向で、今後の予算編成の過程において、関係者間で丁寧に検討することを期待するとの文書を成果としてまとめた。これらを受け、文部科学省の令和3年度予算の概算要求では、「学級編制の標準の引下げを含め、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について、予算編成過程において検討する」とされ、その後、12月に公表された令和3年度予算案では、「少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げる」ことが示され、現行の40人である小学校の学級編制の標準を、令和3年度の小学校2年生を始めとして、令和7年度までに小学校6年生までを35人に計画的に引き下げる義務標準法改正案が令和3年2月に閣議決定され、議案として国会に提出されている。

本市の令和3年4月5日の児童生徒の見込み数を基に、来年度、全ての学年で35人編制とした場合、標準学級数と比較すると、小学校で157学級、中学校で110学級増加することとなる。また、学級数の増加に伴い必要となる教職員数については、義務標準法により算出される教職員数等の標準に基づき試算すると、小学校で194人、中学校で176人となり、令和3年度一般会計当初予算案における教職員を含む一人当たりの人件費847万5,000円に、学級増により必要となる教職員数を乗じて試算すると、令和3年度に全学年で実施した場合、合計で3億3,575万円の人件費が新たに必要になる。義務標準法が改正された場合には、令和4年度は小学校3年生、5年度は4年生、6年度は5年生、7年度は6年生までの学級編制の標準が35人となり、年度ごとに、必要な教職員定数の改善や財源措置が講じられるものとなる。

学級増に伴い不足が見込まれる教室数については、学校ごとに転用可能な教室やその他のスペースの有無等、様々な実情があることから、現在、一概に示すことは困難であるが、小学校については、国の令和3年度予算案において、学級編制の標準を5年掛けて35人に計画的に引き下げることを示されるとともに、義務標準法の改正案が閣議決定され、議案として国会に提出されたことから、必要な教室数の確保に向け、今後、詳細な現況調査を実施していく。

少人数学級等に関する国への要望については、本年11月に指定都市市長会として「新しい時代の学びの環境整備に向けた少人数学級等を実現するための指定都市市長会緊急要望」を行い、「義務教育課程における普通学級での少人数学級の実現に向け、学級編制の標準を改正し、基礎定数の改善を図ること。」等を文部科学省

に要望し、同じく11月に、指定都市教育委員会協議会として「令和の日本型学校教育」の実現に向けた緊急要望を行い、「少人数学級等の実現に向けた支援の拡充」として、「義務教育課程における普通学級での少人数学級の実現に向け、学級編制の標準を改正し、基礎定数の改善を図ること。」等を文部科学省に要望した。

請願事項に対する本市の考え方については、少人数によるきめ細かな指導体制を構築することで、子ども一人ひとりに目が行き届きやすくなるなど一定の効果はあるものと考えているが、教職員定数の改善を図るためには、国による財源措置と、義務標準法の改正を含む定数改善計画の策定・実施が必要であると考えている。この度、国において、小学校の学級編制の標準を学年進行により段階的に35人に引き下げる義務標準法の改正案が閣議決定され、既に議案として国会に提出されたため、まずは、小学校における必要な教員及び教室の確保に向けて取組を進め、計画的な35人以下学級を推進するとともに、中学校については、引き続き、今後の国の動向等を注視していく。

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 義務標準法改正案の適用時期について

改正案が成立した際は、令和3年4月1日から小学校2年生が35人以下の学級編制となる。その後、毎年度、学年進行で35人以下の学級編制が進み、令和7年度に小学校6年生まで35人以下学級となる見込みである。

##### \* 過去の学級編制標準の見直しへの対応について

過去の学級編制標準の見直しの際も、義務標準法の中で段階的に学年ごとに見直しを実施してきており、それに応じて本市も適切に対応してきたものと考えている。

##### \* 本市における小学校の児童数の推移について

市内小学校114校において、令和元年5月1日現在では7万4,366人、令和2年5月1日現在では7万4,148人が在籍しており、ほぼ横ばいに近い児童数で推移している。なお、幸区及び中原区の一部においては、児童数の増加が続いている。

##### \* 35人を超える学級の割合について

令和2年5月1日現在の児童数のうち、小学校3年生から6年生において35人を超える学級で学んでいる児童生徒の割合は、29.3%である。

##### \* 現時点での小学校2年生における35人以下学級の実施状況等について

小学校2年生においては、本市と同様に他政令市でも、既に加配定数を活用して35人以下学級を実施している。小学校3年生以上の状況は都市によって様々であるが、首都圏等の人口が多い地域において、35人を超える学級が集中している。

##### \* 現状の加配定数の小学校3年生への活用について

義務標準法改正案が成立した際は、来年度、小学校2年生において基礎定数が増えることが見込まれるため、現在、同学年で活用している加配定数の配当が無くなるということを聞いている。そのため、小学校2年生で活用している加配定数を、来年度に小学校3年生で活用できるものではない。

**\* 国における定数措置の確定時期について**

例年であれば、2月の中旬頃に内示として国から示される。最終的に定数が確定するのは、年度が明けた5月1日時点の児童生徒数に基づくものであるため、現在、その時期を見据え、様々に調整を図っているところである。

**\* 35人以下学級に要する人件費における市単独負担分について**

共済費等は除かれるが、人件費の3分の1程度が国庫負担金により措置されるため、市単独負担分は3分の2程度となる。

**\* 国庫負担金の対象となる教員について**

正規又は欠員対応としての臨時的任用の教員が対象であり、非常勤の教員は対象外となる。

**\* 学級増に伴い必要となる人件費の試算方法について**

従来は、市単独で35人以下学級を実施した場合を前提として資料作成しており、増加する学級数に応じて必要となる学級担任数を基に、簡易的に試算していた。今般、義務標準法改正案が提出されたため、改正案に基づき、新たに必要となる教職員数を再度試算し、かつ、実態に即して事業主負担分の共済費等を加えるため、令和3年度予算案における教職員を含めた1人当たりの人件費を基に算出を行った。

**\* 教員の採用状況について**

今年度の教員採用候補者選考試験における倍率は4.2倍である。今後の採用計画は、今般の学級編制標準の見直しによる変動要素を踏まえて適切に行い、人材確保に努めていく。

**\* 35人以下学級に要する教室整備等における国の予算措置について**

これまでの例ではリースは対象外であり、市が直工で学校の増築を行う場合においては、補助対象経費の2分の1を国が補助するものとなっていたが、今般の35人以下学級の実施に当たっては、現時点において、国から詳細な内訳は示されていない。

**\* 不足する教室への対応について**

学校運営上のきめ細やかな指導に配慮しながら、学校と丁寧ヒアリングを行い、転用又は増築など、不足する教室への対応に関して、各校に詳細調査を実施する予定である。

**\* 学級増に伴い必要となる教室数の算出について**

今般、義務標準法の改正案が示され、今後、必要となる教室数の把握を正確に行う必要があるため、見込みにより算出した数値については、今回の審査に当たり記載していない。今後、自然増による学級増や、中長期的な児童生徒の減少なども見据えながら、教室の転用又は増築、空調設備の整備等、学校ごとの実情に応じた、より詳細な調査を行う予定である。

**\* リース方式による教室整備の費用について**

直近の東小倉小学校のリース契約は、賃貸借期間は5年間、総額約7億7,000万円で、普通教室8教室に加え、特別教室や多目的教室などの4教室を整備する計画としている。

**\* コロナ禍における学校での感染症対策について**

定期的な換気、グループ学習等での向き合っの議論の回避、発声が必要な音楽の授業等における多目的教室等の開放的なスペースの活用など、学校ごとに工夫して感染防止対策に取り組んでいる。その結果、学校においてクラスターは生じていない。

**\* 文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」と本市の感染症対策との整合性について**

本マニュアルには、できる限り2メートルの身体的な距離の確保が重要であることなどが記載されているが、これは目安であり、頻繁な換気と組み合わせるなど、それぞれの施設に応じた柔軟な対応も可能とされており、本市においてもできる限り可能な感染症対策を実施している。

**\* 感染症対策の観点を含む少人数学級の効果に関する見解について**

少人数学級にすることで、当然、1教室当たりの人数が少なくなるため、感染リスク防止に効果があるものと認識しているが、将来にわたって学校運営を安定的に継続していく観点を踏まえると、国の財源措置に基づいた義務標準法の改正を含む定数改善計画の策定及び実施が必要となるものと考えている。

**\* コロナ禍における少人数学級に関する児童生徒及び教員からの意見の把握について**

これまでも、少人数学級に係る研究指定校でのメリット、デメリットは聞いているが、令和2年度における、このコロナ禍と少人数学級の関係についての調査等はしていない。職員団体等から、少人数学級を求める要望は受けている。

**\* 国立成育医療研究センターの「コロナ×こどもアンケート調査報告書」の内容の把握について**

教育委員会事務局内の打合せの中で話題に上がったことはある。

**\* 中学校における少人数学級に関する国の見解について**

文部科学省は、小学校に限らず、中学校においても35人以下学級を推進する意向であったが、財務省との折衝の中で、まずは小学校において35人以下学級の実現を目指す方向となったものと聞いている。なお、日本教育新聞では、中学校においても35人以下学級を実施する旨の文部科学大臣の記事が確認できる。

**\* 中学校における少人数学級に関する本市の見解について**

小学校における35人以下学級の実施により、教室数だけでも157教室の不足が見込まれ、かつ、地域によっては今後、児童の数がより増える傾向にもあることから、まずは小学校における必要な学級増に的確に対応するため、法改正に合わせて適切に取り組んでいく。

**\* 研究指定を通じて得られた中学校における少人数学級の効果等について**

「生徒一人ひとりに関われる時間が確保できるため、細かな指導ができた」、  
「生徒一人ひとりに向き合う時間が確保できるため、良好な人間関係づくりができた」などのメリットが挙げられる。一方で、中学校は教科担任制であることから、少人数学級により学級が増加した場合、授業時数の増加に必要な教科



担任の確保等が困難になるデメリットが挙げられる。

**\* 中学校への少人数学級の導入に関する取組について**

本市としても、以前から指定都市市長会や指定都市教育委員会協議会等において、小学校に限らず、中学校においても学級編制の標準の改正についての要望を重ねてきた。今般の義務標準法改正案においては、令和7年度までに小学校6年生までを35人以下学級とすることが示されたものであるが、引き続き、国の動きを見据えながら対応していく。

**\* 不登校の児童生徒への対応の観点を踏まえた少人数学級の推進について**

少人数学級には、児童生徒一人ひとりに目が行き届きやすくなるなど一定の効果があるが、不登校には様々な要因があり、一概に少人数学級だけで解決できるものではない。不登校への対応については、児童生徒一人ひとりが抱えている悩み、不安、家庭の環境等について、学校内でも様々に情報共有を行い、学校が組織的に対応していくことが必要であると考えている。

**\* 小学校6年生と中学校1年生における不登校の児童生徒数の推移について**

平成30年度においては、小学校6年生では171人、翌年度の中学校1年生では364人、平成25年度においては、小学校6年生では68人、翌年度の中学校1年生では271人である。

**\* 中学校において不登校が増加する要因について**

中学校においては、複数の小学校から生徒が通うことによる人間関係の変化、学級担任制から教科担任制への変化、学業自体の難易度の上昇などの様々な問題が複合していることから、不登校の生徒数が増加しているものと捉えている。なお、この傾向は、本市のみならず、県や国においても同様である。

**\* 他都市における中学校1年生への少人数学級の導入目的について**

中学校1年生における少人数学級の導入目的に特化して確認したことはないが、いわゆる中1ギャップの解消を目的として導入している側面もあるのではないかと考えている。

**\* 小学校1、2年生及び中学校1年生の1学級当たりの平均人数について**

令和2年5月1日現在において、小学校1年生が30.0人、小学校2年生が29.9人、中学校1年生は36.3人である。

**\* 中学校における少人数学級の調査・研究の実施に対する見解について**

現在も分析を行っているが、今後も引き続き、少人数学級の研究指定を実施している学校の報告書等により、様々に分析を行っていく。

**\* 少人数指導及びティームティーチングの実施状況について**

学校により取組が異なる部分はあるが、習熟度別として、数学や英語など、積上げが必要な教科において、個別に生徒の状況に応じて実施している。

《意見》

\* 国の加配定数の活用等により、小学校2年生においては、既に35人以下学級を実施してきた。教員が多く配置されることが望ましいため、国の動向等の情報を積極的に取ってほしい。また、加配定数や研究指定校制度を積極的に活用して、来年度において小学校3年生でも35人以下学級が実現できるよう、取組を進め

てほしい。

- \* 福岡市のように、政令市においても独自で財源を増やし、教室の環境整備を行い、少人数学級を推進している都市もある。本市においても、他都市に遅れを取ることがないように、市独自でも少人数学級を進めてほしい。
- \* 児童生徒一人ひとりの能力に応じた教育を提供することを目標の1つとするGIGAスクール構想を含め、少人数学級等、教育環境の整備はしっかりと前進してきていると考えるため、文部科学省の方針に沿って、適切に取り組んでほしい。
- \* 35人以下学級の実施に当たっての教室の確保については、空調の問題など様々な課題が生じることが想定される。今後の児童生徒数の推計に留意し、適切に対応してほしい。また、児童生徒の自立に向けては様々な教育課題があるため、35人以下学級の実施に合わせて、適切に将来設計を組んでほしい。
- \* 他都市では、中1ギャップの解消等を目的に、独自で中学校における少人数学級に取り組んでいる自治体もあるため、本市としても、先行している取組の調査・研究を進めてほしい。
- \* 35人編制に必要となる人件費については、学級増に伴い新たに必要となる教職員だけでなく、本市全職員の平均を基に算出しているが、より実態に即した算出方法について検討してほしい。
- \* 友人関係が広まる小・中学校期において、少人数学級のように少ない人数で学級が固定されるより、少人数指導やチームティーチングなど、教員が複数の目で児童生徒に関わることのほうが望ましいものとする。教員にとっても、色々な指導方法を学ぶ機会になると思われるため、少人数指導の取組を進めてほしい。
- \* 少人数学級に関する委員会審査等においては、児童生徒への学習面、生活面における影響に対する議論が必要となるため、今後は、指導課の職員の出席について対応してほしい。

#### 《取り扱い》

- ・現在のコロナ禍における感染防止の観点や中1ギャップの解消を始め、児童生徒の人間関係や学びの環境整備のためには少人数学級が有効であることから、国における対応を求めるとともに、本市でも早急に取り組むべき必要があると考えるため、意見書を提出の上、本請願は採択すべきである。
- ・国においても、以前から少人数学級の必要性を認識しており、今般、学級編制を35人以下に段階的に引き下げる義務標準法が閣議決定されたところである。その実施に当たっては、教員及び教室の確保などの現実的な問題があり、改正案と同様に段階的に取組を進めていく必要があると考えるため、意見書の提出は行うべきでなく、本請願は不採択とすべきである。
- ・少人数学級による学びの重要性と、国による財政措置は両輪の間係であると捉えているが、本請願は、市において早急に35人以下学級を求める要旨であるため、意見書の提出は行うべきでなく、本請願は不採択とすべきである。
- ・少人数学級を進めていくという意味合いについては関心を持っているが、今後の一般質問での制約等を踏まえると、継続審査ではなく結論を出す必要があると考える。今後も更に議論を深めていくという意味合いも含め、意見書の提出は行う

べきでなく、本請願は不採択とすべきである。

- ・ 35人以下学級の取組の方向性には賛同するが、一方で、実現に当たっての現実的な時間軸の課題が存在する。そのため、本市において早急に35人以下学級を求める本請願については、意見書の提出を行うべきでなく、不採択とすべきである。
- ・ 少人数学級ではなく、少人数指導に重点が置かれるべきであると考えため、意見書の提出は行うべきでなく、本請願は不採択とすべきである。

《審査結果》

賛成少数不採択